

調査票 1

都道府県・政令指定都市名	05 秋田県
--------------	--------

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	生活環境部男女共同参画課
担 当 職 員 数	6 人 (専任 6 人、兼任 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	秋田県男女共同参画推進連絡会議
設 置 年 月 日・根 拠	昭和 57 年 4 月 1 日根拠: 秋田県男女共同参画推進連絡会議設置要綱
長 の 役 職	男女共同参画課長

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	秋田県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成 14 年 4 月 1 日
構 成 員	10 人 (女性 6 人、男性 4 人)

4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 23 年 4 月 ~ 28 年 3 月		
名 称	第3次秋田県男女共同参画推進計画		
改定・見直しの予定時期	平成 28 年 4 月 1 日		← 未定の場合は○をつけてください。

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	秋田県男女共同参画推進条例		
	公 布 日	平成 14 年 3 月 29 日		
	施 行 日	平成 14 年 4 月 1 日		
	改 正 日	平成 年 月 日		
	改 正 内 容	改正が予定されている場合、改正予定時期: 平成 年 月		
無の場合 ※ どちらかに○をつけてください。	制定等について検討中(あれば、具体的に)			
	特に検討していない			

6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1 平成27年4月1日	2 平成27年5月1日	③ その他:平成27年3月31日
目 標 値	平成 27 年度まで	40 %	平成 年度まで	%	平成 年度まで %
根 拠	第3次秋田県男女共同参画推進協定(平成23年度から平成27年度)				
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律により設置されている委員会、審議会等条例・規則、要綱等に基づいて設置されている委員会、審議会等				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数 (166)	うち女性委員を含む審議会等数 (151)	
	延総委員等数 (1,758)		延女性委員等数 (507)	女性比率 (28.8)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数 (46)	うち女性委員を含む審議会等数 (41)	
	延総委員等数 (487)		延女性委員等数 (142)	女性比率 (29.2)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード	3	審議会等数 (52)	うち女性委員を含む審議会等数 (47)	
	延総委員等数 (722)		延女性委員等数 (168)	女性比率 (23.3)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	3	委員会等数 (9)	うち女性委員を含む審議会等数 (8)	
	延総委員等数 (64)		延女性委員等数 (14)	女性比率 (21.9)	
目標値以外の目標設定					
女性登用方針	人材名簿作成の有無	有 ○ (公表 ・ 非公表 ○) ・ 無 ・ 作成予定有			
	人材名簿が有る場合	掲載人数	127 人	(平成 27 年 3 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無 有 ・ 無 ○ 委員の公募 有 ○ ・ 無 その他 ()			

注(*) 平成27年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況

※該当する時点の番号に○をつけてください。

(1)-1管理職の在職状況

		調査時点コード	① 平成27年4月1日	2 平成27年5月1日	3 その他:平成 年 月 日								
	管理職総数 (人) (A)=(C+E+G)	女 性 管 理 職 の 内 訳											
		うち女性管理職数(人) (B)=(D+F+H)	女性比率(%) (B/A)	部局長相当職 (人)			次長相当職 (人)			課長相当職 (人)			
				うち女性数(D)	女性比率	うち女性数(E)	うち女性数(F)	女性比率	うち女性数(G)	うち女性数(H)	女性比率		
本庁	計	237	9	3.8	20	1	5.0	59	1	1.7	158	7	4.4
	うち一般行政職	194	9	4.6	19	1	5.3	40	1	2.5	135	7	5.2
支庁・地方事務所等	計	100	4	4.0	3	0	0.0	28	0	0.0	69	4	5.8
	うち一般行政職	57	4	7.0	3	0	0.0	8	0	0.0	46	4	8.7
全体	計	337	13	3.9	23	1	4.3	87	1	1.1	227	11	4.8
	うち一般行政職	251	13	5.2	22	1	4.5	48	1	2.1	181	11	6.1
再掲	警察関係	48	0	0.0	0	0	0.0	24	0	0.0	24	0	0.0
	教育委員会	18	0	0.0	0	0	0.0	2	0	0.0	16	0	0.0

(1)-2職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード ①平成27年4月1日 2 平成27年5月1日 3 その他:平成 年 月 日

Table with columns for position (課長補佐相当職, 係長相当職), gender count (うち女性数), and gender ratio (女性比率) for various departments like 本庁, 支庁・地方事務所等, 全体, and 再掲.

(1)-3新規昇任者数

平成26年4月1日～27年3月31日

Table showing the number of newly promoted staff (新規昇任者数) by department and position, including gender counts and ratios.

(1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

考慮要素としている事項すべてに○を記入してください。

Table for promotion considerations with columns for performance (勤務成績), exam results (昇任試験, 昇格試験), department recommendations (部局等の推薦), experience (経年数), long-term training (遠隔地での長期研修), remote work experience (遠隔地での勤務経験), personal wishes (本人の希望), and other factors (その他).

(1)-5昇任・昇格試験の受験者数

平成26年4月1日～27年3月31日

Small table showing the number of examinees (受験者数) for promotion and promotion exams, including total, female, and percentage.

(2)女性公務員の採用状況

平成26年4月1日～27年3月31日

Table showing the adoption status (採用状況) of female public employees, including total number, female count, and percentage across different levels (全体, うち上級, etc.).

(3)女性採用・登用のための措置

※1～7の実施の有無についてそれぞれ○をつけてください。

Large table detailing measures for female recruitment and promotion, including target setting (目標設定) for various departments and implementation status (実施の有無).

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	①秋田県北部男女共同参画センター ②秋田県中央男女共同参画センター ③秋田県南部男女共同参画センター	愛称・通称	①北部ハーモニープラザ ②ハーモニープラザ ③南部ハーモニープラザ
設置年月日	①平成 14 年 7 月 30 日 ②平成 13 年 4 月 1 日 ③平成 14 年 7 月 30 日	施設形態	① ○ 単独施設 複合施設 ② 単独施設 ○ 複合施設 ③ ○ 単独施設 複合施設
所在地等 ①北部	郵便番号： 017-0842 住 所： 秋田県大館市字馬喰町48番1号 電話番号： 0186-49-8552 FAX番号： 0186-49-8589 ホームページ： http://akita-h-danjo.jimdo.com/		
所在地等 ②中央	郵便番号： 010-0001 住 所： 秋田県秋田市中通2丁目3番8号(アトリオン6階) 電話番号： 018-836-7853 FAX番号： 018-836-7854 ホームページ： http://akitawmc.com/		
所在地等 ③南部	郵便番号： 013-0046 住 所： 秋田県横手市神明町1番9号 電話番号： 0182-33-7018 FAX番号： 0182-33-7038 ホームページ： http://www.akita-south-jender.org/		
管理・運営主体 ※1～2について、該当するものに○をつけ、記入してください。	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： ①特定非営利活動法人秋田県北NPO支援センター(北部)) ○ 指定管理者(名称： ②NPO法人いきいきFネット秋田(中央)) ○ 指定管理者(名称： ③特定非営利活動法人秋田県南NPOセンター(南部)) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： ①特定非営利活動法人秋田県北NPO支援センター(北部)) ○ 指定管理者(名称： ②NPO法人いきいきFネット秋田(中央)) ○ 指定管理者(名称： ③特定非営利活動法人秋田県南NPOセンター(南部)) その他()		
(1)職員数(北部)	常勤 3 人 非常勤 5 人	予算額	平成27年度 10,343 千円
(2)職員数(中央)	常勤 3 人 非常勤 5 人	予算額	平成27年度 15,526 千円
(3)職員数(南部)	常勤 1 人 非常勤 4 人	予算額	平成27年度 10,605 千円
主な事業 男女共同参画・女性に関するもの	*実施しているものに○を付し、主な事項を記入してください。 ○ 1. 広報啓発(主な事項： センター通信等の発行) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画の推進に関する講座) ○ 3. 相談事業(主な事項： 一般相談等) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 男女共同参画に関する情報の提供) ○ 5. 苦情処理(主な事項：) ○ 6. 交流促進(主な事項： 交流サロンの設置、イベントの実施) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項：) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項：) ○ 10. その他(主な事項：)		

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	基金・基本財産額	千円
設置年月日	平成 年 月 日	出資者

10 民間団体(女性団体等)との連携

(1) 地方公共団体と民間団体(女性団体等)との連携 ※該当するものに○をつけてください。

○ 1. 民間団体の組織化(2へ)	}
○ 2. 地方公共団体と民間団体との意見交換会の開催	
○ 3. 地方公共団体からの民間団体への各種情報提供	
4. 地方公共団体から民間団体への助成金の交付	
5. 地方公共団体から民間団体への事業委託	
6. 地方公共団体と民間団体との共催事業の開催	
7. その他 { 主な事項： }	

(2) 民間団体(女性団体等)のネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の有無	○ 有 名称等： ハーモニーネット団体 無	加盟団体数	59団体
地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	○ 有 無	会 員 数	141,434人
活 動 内 容 ※実施しているものに○をつけてください。	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 { 内容： 県内3センターを拠点としたネットワーク会議の構成メンバーとして活動 }		

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに○をつけてください。

○ 1. 担当者連絡会議の開催	}
2. 市町村職員研修会の開催	
3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催	
○ 4. 関係情報の収集提供	
5. 審議会等女性登用の働きかけ	
○ 6. 補助金等の交付 { 名 称 : 地域女性活躍推進事業補助金 交付先 : 湯沢市 }	
○ 7. その他 { 内容 : 市町村男女共同参画推進状況調査の実施 }	

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに○をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
- 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
- 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣

(2) 女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
- 2. 研修受講職員の男女比を配慮
- 3. その他 { 内容: }

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	26年度予算 (千円)	27年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	59,591	67,219	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.0099 %	0.0111 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費			

14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するものに○をつけてください。

1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定の有無	有
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定の有無	有
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定の有無	無
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定の有無(有の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	無
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:)	

↓ 上記1~4で「有」の場合、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○を付けてください。

	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定
具体的項目	① 役員に占める女性割合に関する項目			
	② 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○	
	③ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	○	○	
	⑤ 次世代育成支援対策推進法に基づく国の認定(「くるみん」取得)			
	⑥ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○	○	
	⑦ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑧ 短時間正社員制度の導入			
	⑨ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○	
	⑩ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績			
	⑪ その他			

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

実施の有無		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
		有・無	有・無
選定等の基準	1 役員に占める女性割合に関する項目	無	無
	2 管理職に占める女性割合に関する項目	無	無
	3 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	有	無
	4 その他「登用促進等」に関する項目	無	無
	5 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	有	無
	6 次世代育成支援対策推進法に基づく国の認定(「くるみん」取得)	無	無
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	有	無
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	有	無
	9 短時間正社員制度の導入	有	無
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	有	無
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績	無	無
	12 その他	無	無

→ 「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称 男女イキイキ職場宣言事業所協定

→ 「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称:

16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 有	有	→ 有の場合、具体的名称あきた女性の活躍推進会議
2 現在はないが、今後検討する		

17 調査や統計における男女別等統計の状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	○ 有 無	名称 秋田県男女の意識と生活実態調査
公表周期	5 年	
公表主体 ※該当するものに ○をつけてください。	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他()	

18 平成27年度実施予定事業

※欄が足りない場合には適宜増やして記入してください。

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 委員会・懇話会 ・ 男女共同参画審議会	男女共同参画審議会の開催	委員10人	年1回
2. 広報啓発 ・ 男女共同参画情報誌発行委託事業 ・ 男女共同参画推進月間事業	情報誌「LaVita」の発行 男女共同参画推進月間(6月)に集中的に広報啓発を行うとともに、「ハーモニーフェスタ2015」を開催し、男女共同参画に対する県民の関心と理解を深める。	10,000部×3回 400人	7月、10月、1月 6月
3. 講座 ・ デートDV予防講座 ・ 男女共同参画センターにおける各種講座 ・ 女性の再チャレンジ支援事業	若い世代の意識啓発を図るため、県内の高校に講師を派遣しデートDV予防講座を開催する。 県内3カ所の男女共同参画センターにおいて、男女共同参画社会づくり基礎講座、女性チャレンジ支援講座、地域で活躍する人材を育成するための講座等を開催する。 再就職や起業に必要なセミナー等を開催する。(民間会社に委託)	17校 合計500人 合計220人(20人/1回)	通年 通年 4月～2月(各1回/日)
4. 相談事業 ・ 一般相談 ・ 専門相談(法律)	中央男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する一般相談を実施する。(DVIに関するものを含む) 中央男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する法律相談を実施する。	相談員2人 弁護士1人	日曜・祝日・年末年始を除く毎日 年4回
5. 情報収集・提供 ・ 図書、ビデオ、資料等の収集、展示、貸し出し	県内3カ所の男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する図書等の購入、配架、貸し出しを行う。	—	通年
6. 苦情処理 ・ 男女共同参画苦情調整会議	性別による人権侵害等、男女共同参画の推進を阻害する行為による苦情の調整を行う。	—	必要時
7. 交流促進 ・ 男女共同参画センターまつり	県内3カ所の男女共同参画センターにおいて、利用団体相互の交流促進と、男女共同参画への関心と理解を深める。	合計1,500人	7月～11月 (各センター毎に実施)
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 男女イキイキ職場支援事業 ・ 男女共同参画職場づくり事業 ・ あきた女性の活躍推進事業	イキイキ職場宣言事業所の広報等により、職場における男女共同参画や働きやすい職場づくりを促進する。 県の入札参加資格審査において、一定の条件を満たす事業者に評点を付与することで、職場における男女共同参画と働きやすい職場づくりを促進する。 行政と経済団体等が連携しながら、女性の登用や起業に向けた支援を行うとともに、地域における意識啓発を図り、女性の活躍を推進している。	— — —	通年 通年 通年
9. 国際交流・海外派遣事業 ・ なし			
10. 調査研究 ・ 年次報告の作成 ・ 第4次男女共同参画推進計画策定事業	第3次秋田県男女共同参画推進計画の進捗状況や、市町村及び男女共同参画センターの状況を取りまとめ、年次報告を作成する。 男女共同参画審議会及び男女共同参画推進連絡会議(庁内会議)の開催、パブリックコメントの実施により、第4次男女共同参画推進計画を策定する。	— —	通年 通年
11. その他 ・ 地域連携ネットワーク推進事業 ・ 男女共同参画社会づくり表彰	各男女共同参画センターを拠点として、市町村、あきたFF推進員、関係団体、地域振興局等のネットワーク活動を推進するとともに、あきたFF推進員の養成・充実を図る。 男女共同参画社会の形成に関して、顕著な活躍をした個人または団体を表彰する。	— 2人	通年 6月

都道府県名	秋田県
-------	-----

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成27年4月1日現在	平成27年5月1日現在	その他:平成27年3月31日現在	○
-------------	-------------	------------------	---

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知事	女性	○	男性	任期:平成	25	年	4	月	20	日	～	29	年	4	月	19	日
副知事	2 人 (女性 人、男性 2 人)																

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

*平成27年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、27年3月に内閣府が把握したものを掲載しています。

新たに追加・変更・廃止等がありましたら、下記の表に追記のうえ、委員数等を記入してください。

審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考	
1 都道府県防災会議(会長を含む)	60	5	8.3		
都道府県防災会議(委員のみ)	59	5	8.5		
内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	16	0	0.0	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	12	0	0.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	20	2	10.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	4	3	75.0	
2 国土利用計画地方審議会	11	2	18.2		
3 土地利用審査会	7	3	42.9		
4 都道府県交通安全対策会議	26	0	0.0		
× 5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。					
6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	33	10	30.3		
7 精神医療審査会	20	4	20.0		
× 8 都道府県生活衛生適正化審議会					
9 都道府県医療審議会	16	3	18.8		
10 准看護師試験委員	11	4	36.4		
× 11 麻薬中毒審査会					
12 地方社会福祉審議会	21	4	19.0		
13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	15	4	26.7		
14 国民健康保険審査会	9	2	22.2		
15 都道府県農業共済保険審査会					
16 都道府県森林審議会	14	6	42.9		
17 都道府県建設工事紛争審査会	10	5	50.0		
18 建築審査会	7	3	42.9		
19 都道府県建築士審査会	8	4	50.0		
20 都道府県都市計画審議会	18	2	11.1		
21 開発審査会	4	1	25.0		
22 私立学校審議会	10	5	50.0		
23 石油コンビナート等防災本部	21	0	0.0		
× 24 公害健康被害認定審査会					
× 25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)					
× 26 都道府県児童福祉審議会					
27 地方港湾審議会	23	7	30.4		
× 28 土地区画整理審議会					
29 教科用図書選定審議会	20	9	45.0		
30 介護保険審査会	15	6	40.0		
31 道府県固定資産評価審議会	12	6	50.0		
32 感染症の診査に関する協議会	92	19	20.7		
33 警察署協議会	120	48	40.0		
× 34 土地収用事業認定審議会					
× 35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会					
36 国民保護協議会	60	3	5.0		
37 地方独立行政法人評価委員会	5	0	0.0		
× 38 市街地再開発審査会					
× 39 都道府県職員委員会					
40 自然再生協議会	15	1	6.7		
41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	0	0.0		
42 後期高齢者医療審査会	9	2	22.2		
× 43 留置施設視察委員会					
44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	25	0	0.0		
× 45 指定難病審査会					
× 46 小児慢性特定疾病審査会					
合 計	722	168	23.3		

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	6	3	50.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	10	0	0.0	
9	内水面漁場管理委員会	12	3	25.0	
	合 計	64	14	21.9	